岩手県告示第870号

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 平成 18 年 8 月 29 日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定訪問看護事業者等		訪問看護ステーション等		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	1日足十万日
株式会社コムスン	東京都港区六本木6丁目	株式会社コムスン	盛岡市南仙北一丁目 18 番6号	平成 18 年 8 月 1 日
	10番1号六本木ヒルズ森	訪問看護ステーシ		
	タワー35 階	ョン盛岡南		